沖野眞巳 前法学政治学研究科長・法学部長が最高裁判所判事に就任されました

沖野眞巳 前法学政治学研究科長・法学部長は、令和 7 年 6 月 6 日開催の閣議において最高裁判所判事への任命が決定され、7 月 24 日に就任されました。

沖野先生は、昭和 62 年 4 月に本学部助手に採用され、米倉明先生のもとで、フランス法を比較対象とする契約解釈に関する研究に従事されました。その成果である「契約の解釈に関する一考察――フランス法を手がかりとして」（法学協会雑誌）は、契約解釈に関する代表的研究の一つに数えられています。

平成 2 年 10 月に筑波大学社会科学系講師に昇任された後、平成 5 年 4 月に学習院大学法学部に助教授として移籍され、平成 11 年 4 月に教授に昇任されました。この間、米国・ヴァージニア大学ロースクールにおいて在外研究に従事され、その成果の一端を「約定担保物権の意義と機能――UCC 第 9 編の 「効率性」 に関する議論の素描」（学習院大学法学会雑誌）として公表されました。同論文は、担保法の機能的分析の先駆けとして、その後の担保法学の基礎となりました。また、1990 年代後半の重要な立法課題であった消費者契約法については、星野英一先生が主催された研究会や能見善久先生を座長とする研究会において、早くからその研究に取り組まれました。そして、研究会の検討成果を踏まえた立法提言を公表され（「『消費者契約法（仮称）』の一検討」（NBL））、消費者契約法の立法に重要な影響を与えられました。

平成 14 年 4 月からの 2 年間は、法務省民事局・法務専門官として、破産法や信託法の立法作業に従事されました。そのご経験を踏まえて分担執筆された『倒産法概説』（平成 18 年）は、倒産法分野における代表的な体系書として版を重ねています。信託法分野では、沖野先生が参加された座談会を収録した『信託法セミナー1～4』（平成 25 年～28 年）、分担執筆された『条解信託法』（平成 29 年）が、実務・学説の到達点を示すものとして、広く参照されています。

平成 19 年 4 月に、一橋大学大学院法学研究科に移籍されたのと相前後して、沖野先生は、民法（債権法）改正検討委員会に参加されました。準備会の 1 つにおいて主査を務められ、債権譲渡、債権者代位権、詐害行為取消権、多数当事者の債権・債務などに関する立法提案を主導されました。その後、法務省法制審議会・民法（債権関係）部会の幹事に就任され、債権法を中心とする民法改正に尽力されました。ご共著『講義債権法改正』（平成 29 年）は、債権法改正の高度な内容を明晰に解説するものとして、読者から支持を得ています。

平成 22 年 10 月に、本研究科に移られてからは、民法・消費者法・信託法の講義・演習を担当されるとともに、助教・大学院生など後進の指導に尽力されました。研究科の運営面では、令和元年から令和 5 年まで、副研究科長を務められています。また、東京大学の運営についても、東京カレッジ運営委員会や東京大学ダイバーシティ＆インクルージョン宣言委員会においてご活躍されました。

民事法分野が「第三の法制改革期」と呼ばれる時代を迎えるなかで、沖野先生は、上述したもののほか、保険法制定、家族法改正、相続法改正、消費者契約法改正、担保法改正、区分所有法改正などに携わられ、わが国の民事立法に多大なご尽力をされました。そして、多数のご著書・論文において、対象に関する緻密かつ明晰な分析を提示し、学問水準の向上に貢献されました。

令和 7 年 4 月、沖野先生は、法学政治学研究科長・法学部長に就任されました。初の女性研究科長・学部長として、本研究科・学部に新たな時代を拓いてくださいました。その在任期間が 4 か月弱に終わったことは、我々にとって、大変残念なことであります。しかし、沖野先生が、最高裁判所において、これまでのご経験・ご知見に基づき、わが国の司法をより良いものへと導いていかれることは、我々にとって、大きな喜びでもあります。

沖野先生のこれまでの本研究科・学部に対するご貢献に感謝申し上げるとともに、ますますのご活躍を祈念いたします。

東京大学大学院法学政治学研究科
教授　加毛 明